

料金表（高圧・特別高圧）

2025 年 10 月 1 日実施

株式会社北風と太陽エナジー

1 料 金 種 別

(1) 料金種別は、各契約種別ごとに次のとおりといたします。

イ 高圧で電気の供給を受ける場合

契 約 種 別	料 金 種 別	
業 務 用 電 力	一 般 料 金	
	時 間 帯 別 料 金	
	休 日 平 日 別 料 金 (業務用ウィークエンド電力)	
高 圧 電 力	一 般 料 金	
	時 間 帯 別 料 金	
	Ⅰ 型	一 般 料 金
		時 間 帯 別 料 金
	Ⅱ 型	一 般 料 金
		時 間 帯 別 料 金
	Ⅲ 型	一 般 料 金
		時 間 帯 別 料 金

ロ 特別高圧で電気の供給を受ける場合

契 約 種 別	料 金 種 別	
業 務 用 電 力	A	料 金
	B	料 金
特 別 高 圧 電 力	A	料 金
	B	料 金

(2) 当社は、1 契約種別について 1 料金種別を適用いたします。

なお、料金種別は、あらかじめお客さまの負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決定いたします。

(3) 時間帯別料金または休日平日別料金（業務用ウィークエンド電力）の適用を受ける場合、契約期間満了に先だって、原則として他の料金種別に変更することはできません。

(4) 時間帯別料金または休日平日別料金（業務用ウィークエンド電力）から他の料金種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則として時間帯別料金または休日平日別料金（業務用ウィークエンド電力）に変更することはできません。

2 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日の該当する時間を除きます。

(2) 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

3 休 日 平 日 区 分

休日平日区分は、次のとおりといたします。

(1) 休 日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

(2) 平 日

休日以外の日をいいます。

4 料 金

(1) 業務用電力

電気需給約款（高圧・特別高圧）（以下「需給約款」といいます。）14（業務用電力）(5)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

(イ) 一般料金

契約電力 1 キロワットにつき	2,693 円 20 銭
-----------------	--------------

(ロ) 時間帯別料金

契約電力 1 キロワットにつき	2,693 円 20 銭
-----------------	--------------

(ハ) 休日平日別料金（業務用ウィークエンド電力）

契約電力 1 キロワットにつき	3,254 円 20 銭
-----------------	--------------

(ニ) A 料 金

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,630 円 50 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,619 円 50 銭

(ホ) B 料 金

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,630 円 50 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,619 円 50 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、(イ)または(ニ)の適用を受ける場合は、その1月の使用電力量によって算定し、(ロ)または(ホ)の適用を受ける場合は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定し、(ハ)の適用を受ける場合は、その1月の休日平日別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 一般料金

1 キロワット時につき	23 円 40 銭
-------------	-----------

(ロ) 時間帯別料金

a 昼間時間

1 キロワット時につき	25 円 69 銭
-------------	-----------

b 夜間時間

1 キロワット時につき	19 円 91 銭
-------------	-----------

(ハ) 休日平日別料金（業務用ウィークエンド電力）

a 休日

1 キロワット時につき	20 円 20 銭
-------------	-----------

b 平日

1 キロワット時につき	21 円 23 銭
-------------	-----------

(ニ) A 料 金

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 02 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 98 銭

(ホ) B 料 金

a 昼間時間

1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 97 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 90 銭

b 夜間時間

1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 49 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 45 銭

(2) 高 圧 電 力

需給約款 15（高圧電力）(5)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

(イ) 一般料金

契約電力 1 キロワットにつき	2,880 円 20 銭
-----------------	--------------

(ロ) 時間帯別料金

契約電力 1 キロワットにつき	2,880 円 20 銭
-----------------	--------------

(ハ) I 型一般料金

契約電力 1 キロワットにつき	2,264 円 20 銭
-----------------	--------------

(ニ) I 型時間帯別料金

契約電力 1 キロワットにつき	2,264 円 20 銭
-----------------	--------------

(ホ) II 型一般料金

契約電力 1 キロワットにつき	2,550 円 20 銭
-----------------	--------------

(ヘ) II 型時間帯別料金

契約電力 1 キロワットにつき	2,550 円 20 銭
-----------------	--------------

(ト) III 型一般料金

契約電力 1 キロワットにつき	3,287 円 20 銭
-----------------	--------------

(チ) III型時間帯別料金

契約電力 1 キロワットにつき	3,287 円 20 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、(イ)、(ハ)、(ホ)または(ト)の適用を受ける場合は、その 1 月の使用電力量によって算定し、(ロ)、(ニ)、(ヘ)または(チ)の適用を受ける場合は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 一般料金

1 キロワット時につき	21 円 62 銭
-------------	-----------

(ロ) 時間帯別料金

a 昼間時間

1 キロワット時につき	23 円 01 銭
-------------	-----------

b 夜間時間

1 キロワット時につき	19 円 91 銭
-------------	-----------

(ハ) I 型一般料金

1 キロワット時につき	23 円 16 銭
-------------	-----------

(ニ) I 型時間帯別料金

a 昼間時間

1 キロワット時につき	25 円 85 銭
-------------	-----------

b 夜間時間

1 キロワット時につき	19 円 91 銭
-------------	-----------

(ホ) II 型一般料金

1 キロワット時につき	22 円 33 銭
-------------	-----------

(ヘ) II 型時間帯別料金

a 昼間時間

1 キロワット時につき	24 円 35 銭
-------------	-----------

b 夜間時間

1 キロワット時につき	19 円 91 銭
-------------	-----------

(ト) III型一般料金

1 キロワット時につき	20 円 55 銭
-------------	-----------

(チ) III型時間帯別料金

a 昼間時間

1 キロワット時につき	21 円 07 銭
-------------	-----------

b 夜間時間

1 キロワット時につき	19 円 91 銭
-------------	-----------

(3) 特別高圧電力

需給約款 16（特別高圧電力）(4)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

(イ) A 料 金

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,696 円 50 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,685 円 50 銭

(ロ) B 料 金

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,696 円 50 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,685 円 50 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、(イ)の適用を受ける場合は、その1月の使用電力量によって算定し、(ロ)の適用を受ける場合は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) A 料 金

1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 07 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 03 銭

(ロ) B 料 金

a 昼間時間

1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 63 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 57 銭

b 夜間時間

1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 49 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 45 銭

(4) 臨 時 電 力

需給約款 17（臨時電力）(3)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

(イ) 需給約款 17（臨時電力）(1)イに該当する場合

a 高圧で電気の供給を受け契約電力が 500 キロワット未満の場合

契約電力 1 キロワットにつき	2,717 円 04 銭
-----------------	--------------

b 高圧で電気の供給を受け契約電力が 500 キロワット以上の場合

(2)イ(イ)の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

c 特別高圧で電気の供給を受ける場合

(3)イ(イ)の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 需給約款 17（臨時電力）(1)ロに該当する場合

a 高圧で電気の供給を受ける場合

(1)イ(イ)の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

b 特別高圧で電気の供給を受ける場合

(1)イ(ニ)の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 需給約款 17（臨時電力）(1)イに該当する場合

a 高压で電気の供給を受け契約電力が 500 キロワット未満の場合

1 キロワット時につき	25 円 38 銭
-------------	-----------

b 高压で電気の供給を受け契約電力が 500 キロワット以上の場合

1 キロワット時につき	23 円 51 銭
-------------	-----------

c 特別高压で電気の供給を受ける場合

1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 77 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 71 銭

(ロ) 需給約款 17（臨時電力）(1)ロに該当する場合

a 高压で電気の供給を受ける場合

1 キロワット時につき	25 円 66 銭
-------------	-----------

b 特別高压で電気の供給を受ける場合

1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 91 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 84 銭

(5) 自家発補給電力

イ 自家発補給電力 A

需給約款 18（自家発補給電力）(1)ハの基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

a 高压で電気の供給を受ける場合

契約電力 1 キロワットにつき	2,962 円 52 銭
-----------------	--------------

b 特別高压で電気の供給を受ける場合

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,893 円 55 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,881 円 45 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

(a) 高圧で電気の供給を受ける場合

1キロワット時につき	24 円 54 銭
------------	-----------

(b) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 02 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 95 銭

b a 以外の場合

(a) 高圧で電気の供給を受ける場合

1キロワット時につき	27 円 77 銭
------------	-----------

(b) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	24 円 77 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	24 円 70 銭

ロ 自家発補給電力B

需給約款 18（自家発補給電力）(2)ハの基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

a 高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力1キロワットにつき	2,490 円 62 銭
---------------	--------------

b 高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力1キロワットにつき	3,168 円 22 銭
---------------	--------------

c 特別高圧で電気の供給を受ける場合

契約電力1キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,966 円 15 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,954 円 05 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

(a) 高圧で電気の供給を受け契約電力が 500 キロワット未満の場合

1 キロワット時につき	24 円 29 銭
-------------	-----------

(b) 高圧で電気の供給を受け契約電力が 500 キロワット以上の場合

1 キロワット時につき	22 円 60 銭
-------------	-----------

(c) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 99 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 93 銭

b a 以外の場合

(a) 高圧で電気の供給を受け契約電力が 500 キロワット未満の場合

1 キロワット時につき	27 円 42 銭
-------------	-----------

(b) 高圧で電気の供給を受け契約電力が 500 キロワット以上の場合

1 キロワット時につき	25 円 31 銭
-------------	-----------

(c) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 46 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 41 銭

(6) 予 備 電 力

需給約款 19（予備電力）(3)の基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。

イ 高圧で常時供給を受ける場合

契約電力1キロワットにつき	予 備 線	103 円 40 銭
	予 備 電 源	121 円 00 銭

ロ 特別高圧で常時供給を受ける場合

契約電力1キロワットにつき	予 備 線	110 円 00 銭
	予 備 電 源	138 円 60 銭

5 燃料費等調整

- (1) 需給約款別表 2（燃料費等調整）(2)イ(イ)に定める α 、 β および γ の値
 α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

- (2) 需給約款別表 2（燃料費等調整）(2)イ(ロ)に定める基準燃料価格
基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基 準 燃 料 価 格	51,400 円
-------------	----------

- (3) 需給約款別表 2（燃料費等調整）(2)ロに定める基準単価
基準単価は、次のとおりといたします。

イ 高圧で電気の供給を受ける場合

1 キロワット時につき	18 銭 8 厘
-------------	----------

ロ 特別高圧で電気の供給を受ける場合

1 キロワット時につき	18 銭 3 厘
-------------	----------

- (4) 需給約款別表 2（燃料費等調整）(3)イ(イ) a に定める x および y の値
 x および y の値は、次のとおりといたします。

$$x = 0.6760$$

$$y = 0.3240$$

- (5) 需給約款別表 2（燃料費等調整）(3)イ(ロ)に定める基準市場価格
基準市場価格は、次のとおりといたします。

基 準 市 場 価 格	12 円 24 銭
-------------	-----------

- (6) 需給約款別表 2（燃料費等調整）(3)ロに定める調整係数
調整係数は、次のとおりといたします。

イ 高圧で電気の供給を受ける場合

調 整 係 数	0.229
---------	-------

ロ 特別高圧で電気の供給を受ける場合

調 整 係 数	0.223
---------	-------

- (7) 需給約款別表 2 (燃料費等調整) (4)イ(ロ)に定める離島基準燃料価格

離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。

離 島 基 準 燃 料 価 格	79,300 円
-----------------	----------

- (8) 需給約款別表 2 (燃料費等調整) (4)イ(ハ)に定める離島調整上限燃料価格

離島調整上限燃料価格は、次のとおりといたします。

離 島 調 整 上 限 燃 料 価 格	119,000 円
---------------------	-----------

- (9) 需給約款別表 2 (燃料費等調整) (4)ロに定める離島基準単価

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

附 則（実施期日）

この料金表（高圧・特別高圧）は、2025 年 10 月 1 日から実施いたします。